

～賃貸住宅オーナーや空き家所有者の皆様へ～

登録してね!

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)の登録制度

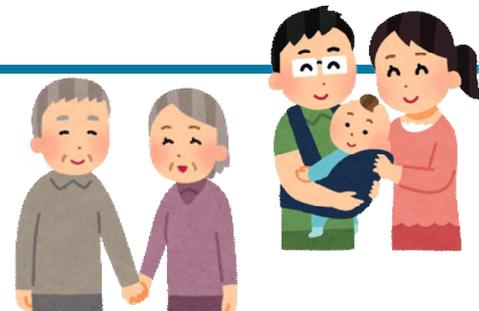


※平成30年7月10日から申請手続きが簡素化されました!

住宅確保要配慮者とは

高齢者、子育て世帯、低額所得者、障がい者、被災者など法律※に位置づけられている者の他、**I J U**ターンにより本県に移住する者など、住宅の確保に特に配慮を要する方々を指します。

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」
(通称：住宅セーフティネット法)



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録について

住宅セーフティネット法の改正に伴い、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録制度が創設されました。
登録にあたっては、規模、構造・設備等について一定の基準に適合する必要があります。



徳島県HP(セーフティネット住宅の登録について【賃貸人の方へ：登録・変更について】)
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/kenchiku/5007675/>



こちらのQRコードからもアクセスできます

登録された住宅の情報は、以下のHPで住宅確保要配慮者の方々に広く提供されます。
セーフティネット住宅情報提供システム <https://www.safetynet-jutaku.jp/>

改修費補助について

セーフティネット住宅への改修費用を補助する制度があります!

- 国による補助制度(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)の申請方法等については、以下のHPをご参照ください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 <http://snj-sw.jp/>
【お問い合わせ先】スマートウェルネス住宅等推進事業室 TEL:03-6265-4905

- 県による補助制度(セーフティネット住宅リノベーション支援事業)：
セーフティネット住宅への改修費用に対して市町村が補助する額の1/2を限度として補助を行います。



関連事項

徳島県居住支援協議会で実施している「あんしん賃貸ネット」に住宅情報を掲載していただいている皆様におかれましては、住宅確保要配慮者の方々に広く情報提供を行うため、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)としての登録にもご協力をお願いします。

※公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会は、徳島県居住支援協議会の会員です。

【お問い合わせ先(制度全般、賃貸住宅の登録について)】

徳島県 県土整備部 住宅課 企画・木造住宅担当 TEL:088-621-2593

※ 国による改修費補助については、スマートウェルネス住宅等推進事業室(TEL:03-6265-4905)までお問い合わせください